成果有体物提供契約書

国立大学法人東京科学大学（以下｢甲｣という。）と、＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊（以下｢乙｣という。）とは、成果有体物の提供に関し、以下の通り契約を締結する。

（成果有体物の提供）

第1条　甲は、甲の研究者が、その研究活動の成果として得た別紙1記載の有体物（以下「成果有体物」という。）を乙に提供する。

（成果有体物の使用目的）

第2条　乙は、別紙2記載の目的のためにのみ、成果有体物を使用しなければならない。

2　乙は、臨床目的のために成果有体物を使用してはならない。

（成果有体物の使用場所）

第3条　乙は、別紙3記載の研究実施場所において、成果有体物を使用しなければならない。

（成果有体物の処分）

第4条　乙は、成果有体物を第三者に譲渡し、貸与し、又は担保に供する等成果有体物を処分する行為をしてはならない。

（成果有体物の保証等）

第5条　甲は、成果有体物及び甲が乙に開示し、又は提供する成果有体物に関する情報（以下「成果有体物情報」という。）の有効性、目的適合性その他の特性について、何ら保証しない。

2　乙において、成果有体物又は成果有体物情報の使用により損害が発生した場合、甲は、当該損害について、賠償責任その他何らの責任を負わない。

（成果有体物の使用期間）

第6条　乙が成果有体物を使用することができる期間（以下「使用期間」という。）は、別紙4記載の期間とする。ただし、甲乙協議の上、使用期間を伸長し、又は短縮することができる。

2　乙は、使用期間が終了したときは、甲の指示に従い、余剰となった成果有体物及び成果有体物情報に関する書類その他の資料を甲に返却し、又は廃棄しなければならない。

（研究成果の報告）

第7条　乙は、使用期間終了後60日以内に、書面をもって、成果有体物を使用した研究の成果（以下「研究成果」という。）を別紙１記載の甲の研究者に報告しなければならない。

2　研究成果が試験データその他のデータ類を含む場合、当該データ類についても前項と同様とする。ただし、当該データ類の取扱いについては、甲乙協議の上、これを定める。

（発明等の取扱い）

第8条　乙は、研究成果として、発明、考案、意匠の創作又はプログラム若しくはデータベースの著作物を得たときは、甲にこれを通知し、当該発明等に関する権利の取扱いについて、甲と協議しなければならない。

（秘密の保持）

第9条　乙は、使用期間中及び使用期間終了後3年間は、甲の書面による事前の承諾なしに、成果有体物に関する技術情報（成果有体物情報を含む。）を第三者に開示し、又は提供してはならない。ただし、当該情報が、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1. 乙が開示又は提供を受けた時に、既に乙が保有していたとき。
2. 乙が開示又は提供を受けた時に、既に公知となっていたとき。
3. 乙が開示又は提供を受けた後に、乙の責によらず公知となったとき。
4. 乙が開示又は提供を受けた後に、乙が、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく入手したもの
5. 甲から開示又は提供を受けた情報によることなく、乙が、独自に開発・取得したものであるとき。

（研究成果の公表）

第10条　乙は、使用期間中及び使用期間終了後3年間は、研究成果を公表しようとするときは、予め書面をもって、研究成果の公表の時期、方法及び内容を甲に通知しなければならない。

2　乙は、研究成果を公表しようとするときは、甲が当該成果有体物を提供したことを併せて公表しなければならない。

3　乙が、学会において、研究成果を発表しようとするときも前2項と同様とする。

（協議）

第11条　本契約に定めのない事項又は本契約に関する疑義を生じたときは、甲乙協議の上これを解決する｡

（裁判管轄）

第12条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用するときは、当該サービスによって電子署名が付された本書の電磁的記録を各自保管することとする。

20＊＊年＊＊月＊＊日

甲　東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

国立大学法人東京科学大学

理事長

大竹　尚登

乙　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

＊＊＊＊＊＊

＊　＊　　＊　＊

別紙

1. 成果有体物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内 容 | 備 考 |
| 種 類 |  |  |
| 数 量 |  |  |
| 担当部局・研究室・研究者 |  |  |

1. 成果有体物の使用目的

|  |  |
| --- | --- |
| 使用目的 |  |
| 使用部門・使用者 |  |

1. 成果有体物の使用場所

|  |  |
| --- | --- |
| 使用場所 |  |

1. 成果有体物の使用期間

|  |  |
| --- | --- |
| 使用期間 | 20＊＊年＊＊月＊＊日から20＊＊年＊＊月＊＊日まで |